

第 8 章

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第 8 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第 1 節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

浜中町の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 章 第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第 2 節 災害対策本部等の設置

1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに町災害対策本部及び必要に応じて第 2 対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、基本法、町災害対策本部条例の定めるところによるほか、「第 2 章 第 2 節 災害対策本部」を準用する。

3 災害応急対策要員の参集

(1) 災害応急対策要員の参集にあたっては、「第 2 章 第 2 節 6 本部の配備体制」及び「第 5 章 第 2 節 動員計画」を準用する。

なお、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、非常登庁に備えるとともに、災害発生を勘案し、動員命令を待つことなく、非常登庁するものとし、その際、居住地周辺及び非常登庁経路周辺等の被災情報等の収集に努めるものとする。

(2) 町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、非常配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

- ① 気象庁、札幌管区気象台、釧路地方気象台が発表する地震、津波に関する情報の収集・伝達は、「第3章 第1節 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達計画」及び「第6章 第3節 地震・津波災害応急対策計画」を準用するとともに、夜間、休日等、町職員の勤務時間外において、災害対策本部等の設置又は警戒体制等が整うまでの間は、釧路東部消防組合との「浜中町防災行政無線局遠隔制御装置の運用に関する協定」により、防災行政無線及び広報車による住民広報により避難勧告等を迅速に伝達する等の住民広報体制をとるものとする。
- ② 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、（情報の種類に応じて）被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、「第3章 第2節 災害通信計画」を準用する。
- ③ 町の管理職及び防災担当職員が、通信の途絶、交通の障害等により、災害対策本部等と連絡が取れない場合においては、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、本部長、副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【町対策本部長、町対策副本部長の代替職員】

名 称	代 替 職 員 (第1順位)	代 替 職 員 (第2順位)	代 替 職 員 (第3順位)
本 部 長 (町 長)	副町長	防災対策室長	以降の代替職員の順位は、昭和59年7月20日規則第6号「浜中町長の職務を代理する吏員の順序を定める規則」の順位に準じる。
副本部長 (副町長)	防災対策室長	以降の代替職員の順位は、昭和59年7月20日規則第6号「浜中町長の職務を代理する吏員の順序を定める規則」の順位に準じる。	

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は必要に応じて、「第3章 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」を準用し、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

(4) 救助・救急・消火・医療活動

① 救助活動については、「第 4 章 第 6 節 消防計画」及び「第 5 章 第 1 節 応急措置実施計画」を準用する。

② 救急医療活動については、「第 5 章 第 9 節 医療及び助産計画」を準用する。

③ 消火活動については、「第 4 章 第 6 節 消防計画」を準用する。

(5) 物資調達

町は、地震・津波等による災害発生後適切な時期において、「第 5 章 第 5 節 食糧供給計画」、「第 5 章 第 6 節 衣料生活必需品等物資供給計画」、「第 5 章 第 7 節 給水計画」、「第 5 章 第 17 節 住宅対策計画」を準用し、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客や町外からの釣り人等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を、町が所有する公的備蓄量、企業及び他の市町村等との協定による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を北海道に要請する。

(6) 輸送活動

町は、輸送活動について、「第 5 章 第 14 節 輸送計画」を準用する。

(7) 防疫・保健衛生活動

町は、防疫・保健衛生活動について、「第 5 章 第 10 節 防疫計画」を準用する。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

① 地震発生後に行う災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び調達方法等については、平常時より準備しておくものとする。

② 活動人員等の配備手配については、「第 2 章 第 2 節 6 本部の配備体制」を準用する。

3 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のために必要な協力を得ることに関し、「第 5 章 第 1 節 2 町の実施する応急措置」、「第 5 章 第 2 節 5 知事（釧路総合振興局長）に対する応援要請伝達系統（道防災ヘリコプター要請も含む）」を準用する。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1 津波からの防護のための施設の整備等

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（以下「海岸等管理者」という。）並びに町は、高潮・波浪・津波災害（以下「津波災害等」という。）から住民の生命、財産を守るため、水門等の点検整備を関係機関と定期的に行い予防措置を講ずるものとする。

(2) 海岸等管理者並びに町は、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は直ちに、水門等を閉鎖する。

その他、水門等の管理について、「第6章 第3節 地震・津波災害応急対策計画」を準用する。

(3) 津波防災事業の推進

海岸保全事業を始めとする各種津波災害等予防施設等の整備は、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に、国が定める海岸区分に基づき、各海岸ごとに海岸保全基本計画として定められているところであるが、このほか町は、避難対象人口の規模に応じた避難場所や避難路の整備、充実を図るほか、沿岸地域住民の避難意識向上のための啓発活動を推進する。

(4) 海岸等管理者並びに町は、次の事項について必要に応じて別に定めるものとする。

- ① 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- ② 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- ③ 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順、訓練及び平常時の管理方法
- ④ 降雪期における積雪や異常気象等による水門等閉鎖に係る支障を、速やかに解消するための体制及び施設整備
- ⑤ 津波災害等により孤立が懸念される地域及び人員・物資等の緊急輸送等に必要なヘリコプター発着可能場所、港湾、漁港等の整備方針及び計画
- ⑥ 防災行政無線等の整備の方針及び計画

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「第6章 第3節 2 地震・津波情報の伝達計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

(1) 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等

(2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置

(3) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

3 避難対策等

(1) 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、別表のとおりである。

なお、町は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として老人、子供、病人、障がい者等の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

(2) 町は、「第 8 章 第 4 節 1 津波からの防護のための施設の整備等」に掲げる地区ごとに、次の事項を明らかにした避難計画を作成し、関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- ① 地区の範囲
- ② 想定される危険の範囲
- ③ 避難場所（屋内、屋外の別）
- ④ 避難場所に至る経路
- ⑤ 避難の勧告又は指示の伝達方法
- ⑥ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の自粛等）

(3) 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(4) 地域の施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 介護等の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

① 町は、あらかじめ町内会・自治会単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり、支援を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

② 津波の発生のおそれにより、町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、①に掲げる者の避難場所までの介護及び送迎は、原則として本人の家族及び親族（以下「親族等」という。）が担当するものとする。

ただし、親族等が遠隔地に居住するなどして介護及び送迎する者がいない場合は、町はあらかじめ、本人あるいは親族等の希望等により、本人が属する町内会・自治会、社会福祉協議会、福祉ボランティア団体等と、その役割を決めておくこととする。

その際、町は、町以外の機関、団体等が介護又は送迎に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

③ 地震が発生した場合、町は①に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(6) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(7) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(8) 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

① 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食糧、毛布等の供給及び暖房等の避難生活環境の確保

(ウ) その他必要な措置

② 町は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(9) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。

4 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

① 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

② 津波からの避難誘導

③ 施設又は事業所等の津波避難計画作成等に対する指導

④ 救助・救急等

(2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、「第4章 第6節 消防計画」に定めるところによる。

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置及び災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が困難となった場合、管轄区域内の居住者等及び観光客等に必要な飲料水を供給するための応急給水は、「第5章 第7節 給水計画」を準用する。

(2) 電気

① 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

② 指定公共機関北海道電力株式会社根室営業所が行う措置

(3) 通信

① 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保や地震発生後に通信回線が輻輳した場合等の対策を実施するものとする。

② 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道支店が行う措置

(4) 放送

- ① 放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- ② 放送事業者は、町や道及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- ③ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。
- ④ 指定公共機関日本放送協会釧路放送局が行う措置

6 交通対策

(1) 道路

- ① 町、道公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路について、交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。
- ② 道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 海上

釧路海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じた船舶交通の制限の措置を講ずる。

(3) 鉄道

- ① 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。
- ② 列車の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等

7 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、診療所、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- ① 各施設に共通する事項
 - (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
 - (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - (エ) 出火防止措置

- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- ② 個別事項
 - (ア) 診療所にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (イ) 学校にあつては、当該学校等が、本町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (ウ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - ① 災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合はその施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - ② この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は(1)の①又は(1)の②の掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化

- (1) 「第5章 第4節 5(3) 指定避難所」の見直し及び整備を行う。
- (2) 避難場所の整備

「第5章 第4節 5(1) 広域避難場所及び(2) 指定緊急避難場所」の見直し及び整備を行う。

また、地震に対する安全性が建築基準法の規定に適合し、津波の威力にも耐えられる施設(避難タワー等)の建設若しくは救命艇の整備等、地域の特性や人口等を考慮した

避難方法を検討する。

(3) 避難路の整備

既存避難路の整備及び新たな避難路の検討、整備を行う。

また、高台まで徒歩による避難が困難な地域の方が、円滑に車での避難を可能とするため、道道の複車線化に向けた協議を進める。

(4) 津波対策施設の整備

漁港、港湾関係機関と連携のうえ、津波対策施設の整備の促進を図る。

(5) 消防用施設の整備等

消防関係機関との連携のうえ、消防用施設の整備の促進を図る。

(6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

道路、港湾、漁港関係機関との連携のうえ、道路、港湾、漁港の整備の促進を図る。

(7) 通信施設の整備

町その他防災関係機関は「第3章 災害情報通信計画」に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備する。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

① 町防災行政無線（同報系無線）

町防災行政無線（同報系無線）のデジタル化の推進を図る。

② その他の防災無線（移動系無線）

移動系無線のデジタル化の推進を図る。

第6節 防災訓練計画

(1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、「第4章 第8節 防災訓練計画」を準用し、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

(2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。

(3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

(4) 町は、町内会・自治会の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めることができる。

(5) 町は、道、防災関係機関、町内会・自治会等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

① 要員参集訓練及び本部運営訓練

② 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練

④ 災害の発生の状況、避難勧告・避難指示（緊急）、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、町内会・自治会、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育

児童、生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行うものとする。

また、児童、生徒等が地震発生時に適切な対応が取れるよう災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとする。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理者講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

地震発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な次の事項について広報等を行うものとする。

- (1) 地震発生時における交通規制の内容
- (2) 地震発生時における運転者のとるべき措置
- (3) 地震予知情報等の知識

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

別 表

●地震発生時において津波による避難勧告（指示）対象地区
（世帯数、人口数は平成28年12月31日現在）

地区名	世帯数	人口		
		総数	男	女
霧 多 布	460	1,013	500	513
湯 沸	44	130	69	61
新 川	127	299	152	147
暮 帰 別	223	468	240	228
仲 の 浜	47	133	59	74
琵琶 瀬	126	358	169	189
散 布	216	629	313	316
榊 町	66	193	99	94
奔 幌 戸	41	100	51	49
貫 人	46	114	51	63
計	1,396	3,437	1,703	1,734

(住民基本台帳による)